

# マイナンバー制度による情報連携



令和2年5月

内閣官房番号制度推進室

総務省大臣官房個人番号企画室

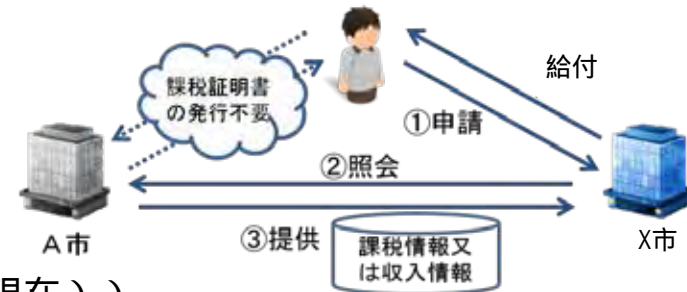
# マイナンバーによる情報連携

○各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類(住民票、課税証明書等)を省略可能とするなどのため、マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行う。

## 1. 経緯

- ・平成27年10月 国内全住民に付番
- ・平成28年1月～ 国税・地方税・社会保障関係手続(年金関係を除く)において利用開始
- ・平成29年11月～ 情報連携の本格運用開始(約850手続)
- ・平成30年10月～ 情報連携の拡充(約1,200手続)
- ・令和元年7月～ 年金関係手続の情報連携の本格運用開始(約2,050手続(現在))

【事例】児童手当の申請(A市からX市に転居した場合)



## 2. 効果の発現

○ある地方公共団体の例

### Before



- 個人住民税の遠隔地扶養認定の照会件数 約25,000件/年  
(毎年夏頃、50人の職員が4時間をかけて照会文書の封入・発送事務に従事(段ボール箱:10箱分))
- 転出した住民に係る保育料等の認定に必要な課税証明書の作成・発送 約25,000件/年  
(1件ずつ依頼文書を確認し、郵送等で発送)
- 転居した住民に係る介護保険料認定等のために必要な所得情報の回答件数 約30,000件/年  
(1件ずつ内容を確認し、郵送等で文書回答)



### After

パソコンでスムーズな事務処理が可能に。

膨大な量のペーパーを見なくてよかったわー!



行政職員

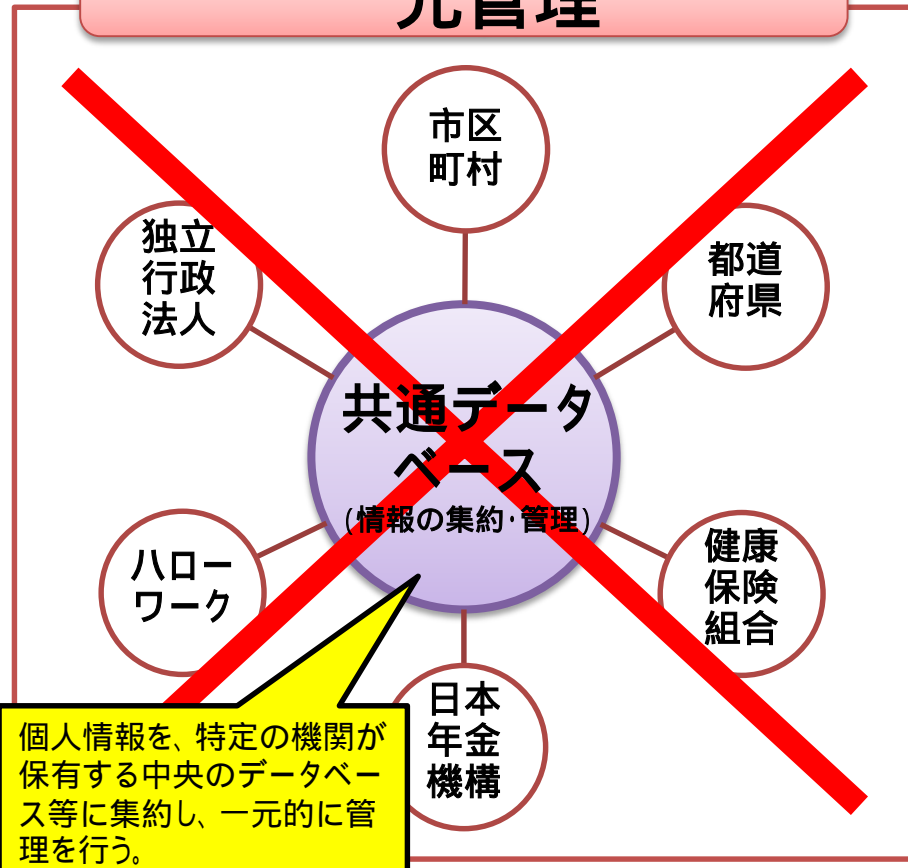


市民向けの手続も早くなったわ

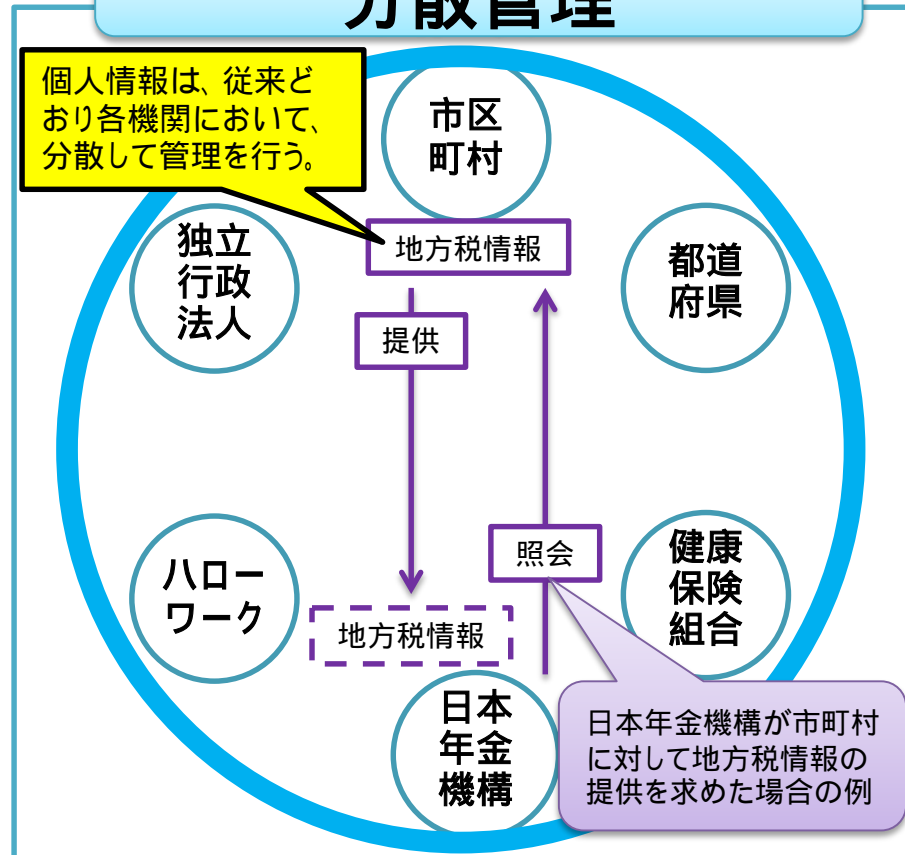
# マイナンバー制度における個人情報の管理(分散管理)

- ✕ マイナンバー制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる「**一元管理**」の方法をとるもの**ではない**。
- マイナンバー制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、マイナンバー法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる「**分散管理**」の方法をとるものである。

## 一元管理



## 分散管理



# マイナンバー制度における「情報連携」

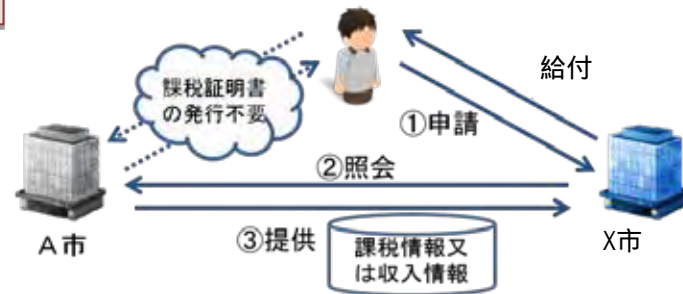
マイナンバー制度における「情報連携」とは、各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類（住民票の写し、課税証明書等）を省略可能とする等のため、マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行うことです。

地方税関係情報（住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報）

**社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、所得要件の審査に利用。**  
**住民が申請する際、課税証明書等の証明書類が不要に！**

児童手当法による児童手当の支給に関する事務  
介護保険料の減免の申請に関する事務 等

【事例】児童手当の申請（A市からX市に転居した場合）

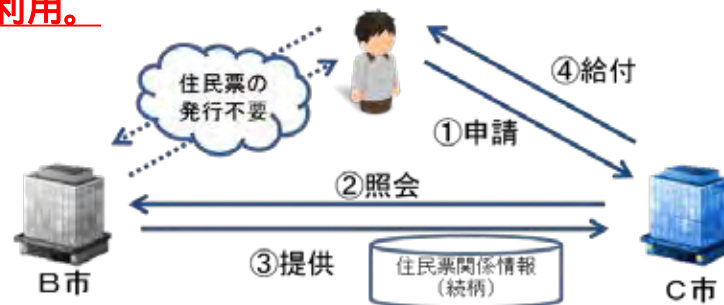


住民票関係情報（続柄など住民票に記載される基本4情報（住所、氏名、生年月日、性別）以外の情報）

**社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、世帯が同一であるかの審査に利用。**  
**住民が申請する際、住民票の写しが不要に！**

児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務  
健康保険法による保険給付の支給に関する事務 等

【事例】児童扶養手当の申請（B市からC市に転居した場合）

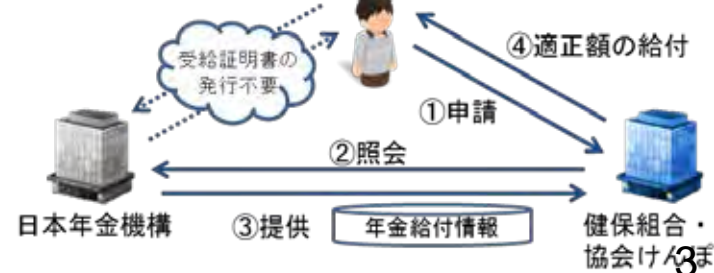


他の社会保障給付に関する情報

**社会保障給付の申請があった際、審査・併給調整に利用。**  
**住民が申請する際、年金の受給証明書等の提出が不要に！**

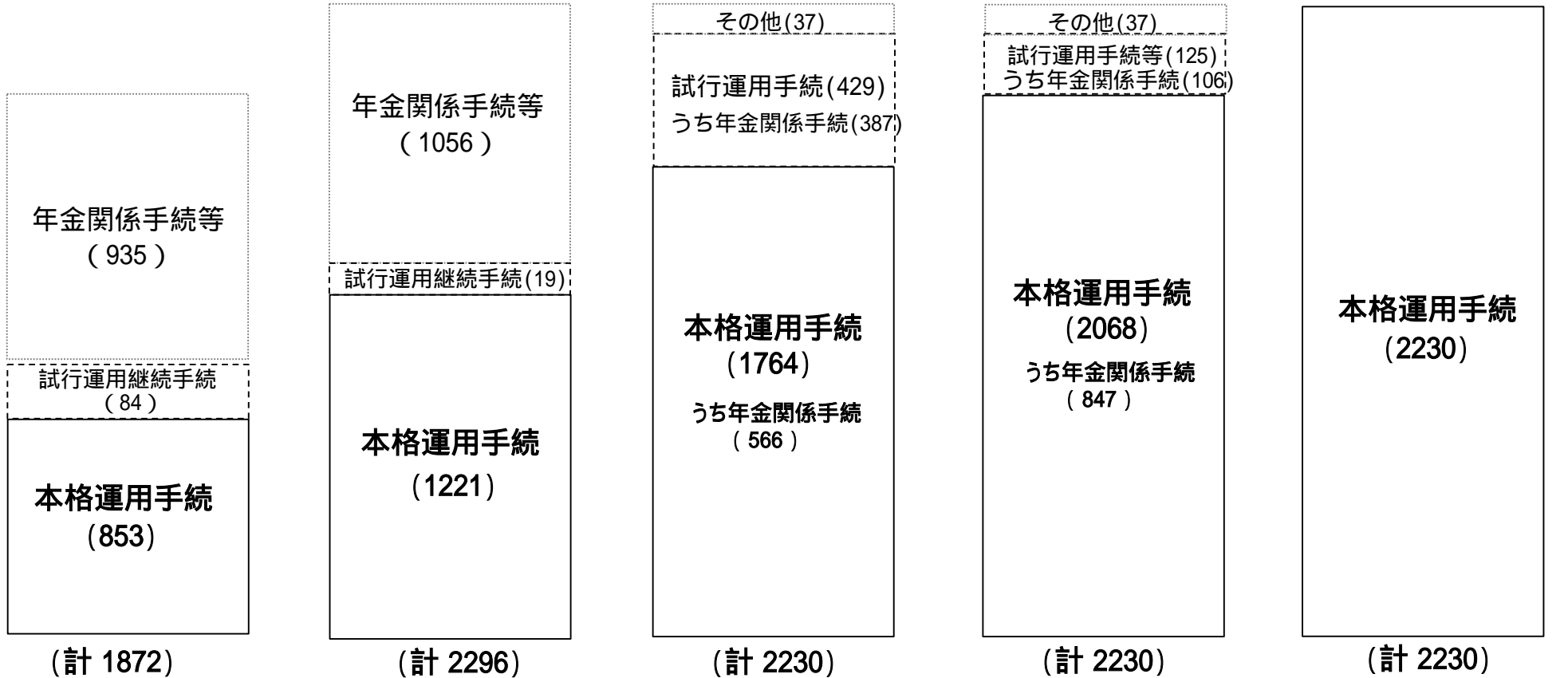
健康保険法による保険給付の支給に関する事務  
労災保険法による保険給付の支給に関する事務 等

【事例】傷病手当金の申請



# 情報連携対象事務手続数の変遷 (イメージ)

数字は、事務手続数(精査中)



H29年11月本格運用

H30年10月9日～  
データ標準レイアウトの改版

R元年7月1日～  
データ標準レイアウトの改版  
年金関係手続の順次運用開始

R元年10月30日～  
年金関係手続の本格運用拡大

現行法( )に基づく  
情報連携の完成

戸籍法改正 ( R元年5月 ) により、令和5年度に戸籍情報の情報連携を開始する予定

# 情報連携の現状

## ④ 情報提供件数

- ・平成29年7月18日から令和2年5月7日までの情報提供件数は、63,645,570件
  - ・令和元年6月17日のデータ標準レイアウト改版以降の情報提供件数は、平均約115万件 / 週
- 月ごとの件数及び累計件数については、次ページ参照

## ④ 照会・提供されている主な手続・特定個人情報

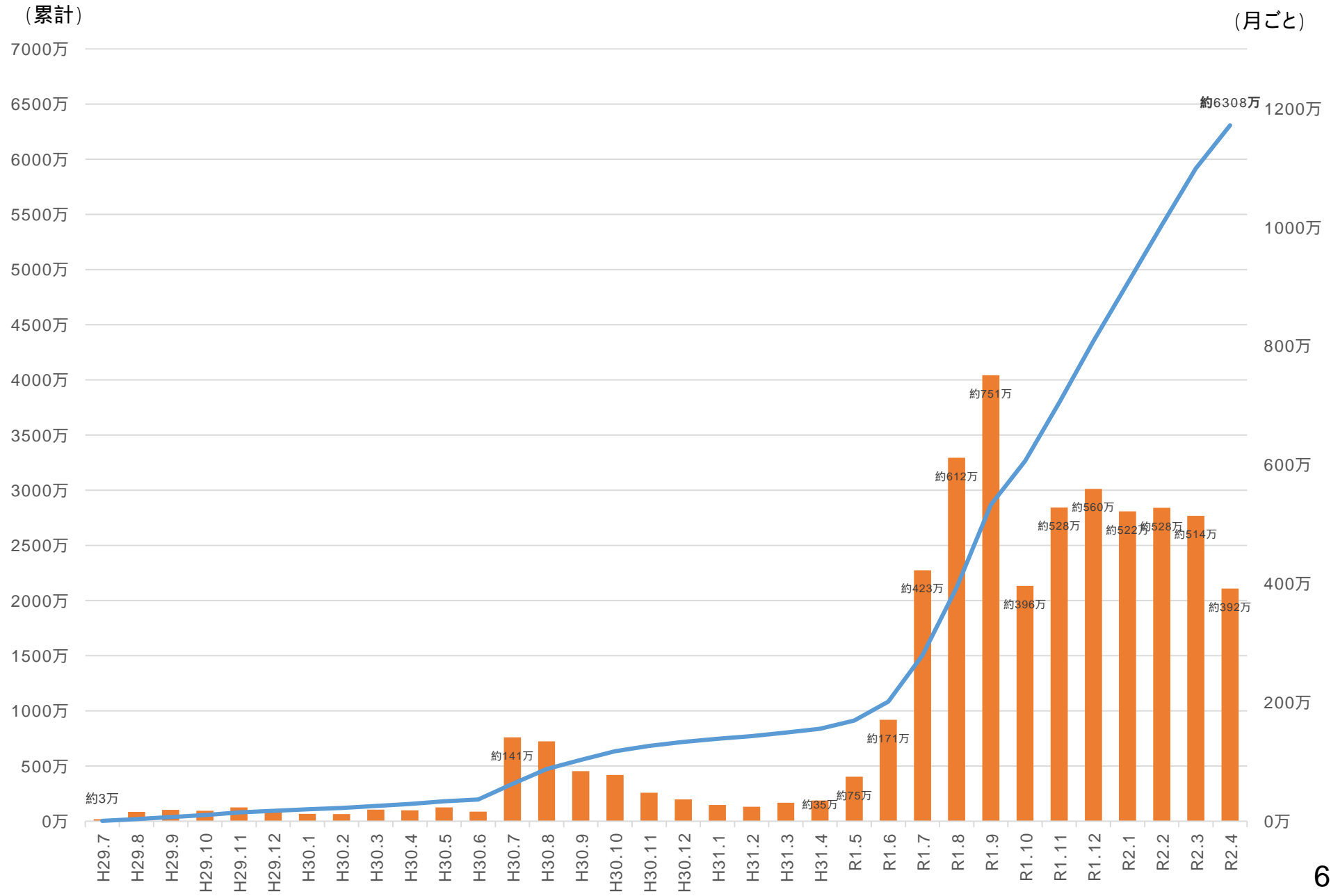
情報照会している主な事務手続及び件数（H29.7.18～R2.5.7）

No	手続名	件数
1	年金給付関係手続（国民年金法）	27,350,706
2	年金給付関係手続（厚生年金法）	6,621,809
3	高等学校等就学支援金支給関係手続	5,717,311
4	年金生活者支援給付金支給関係手続	5,058,012
5	地方税の賦課徴収関係手続	3,176,698

情報提供されている主な特定個人情報及び件数（H29.7.18～R2.5.7）

No	特定個人情報 [ 特定個人情報番号 ]	件数
1	住民基本台帳関係情報 [ 1 ]	32,507,125
2	地方税の課税情報 [ 2 ]	27,655,688
3	年金給付支給関係情報 [ 53 ]	1,269,687
4	医療保険資格関係情報 [ 31 ]	792,325
5	年金給付支給・徴収関係情報 [ 64 ]	692,214

# 情報提供件数の状況（試行運用開始～令和2年4月末）



# (参考) マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例【年金関係手続以外】

○ 番号利用法別表第2に規定されている行政機関等及び健康保険組合等の中で、同表の規定に基づき主務省令で定める事務に関し、当該事務を処理するために必要なものとして主務省令で定める特定個人情報について、情報連携が可能。

申請項目	申請先	省略可能な書類の例	申請項目	申請先	省略可能な書類の例
保育園や幼稚園等の利用に当たっての認定の申請(子ども・子育て支援法) [別表第2 116の項]	市町村	生活保護受給証明書	特別児童扶養手当の支給の申請 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律) [別表第2 66の項]	都道府県・市町村	住民票
		児童扶養手当証書			課税証明書
		特別児童扶養手当証書			住民票
		課税証明書			課税証明書
		障害者手帳			生活保護受給証明書
児童手当の申請 (児童手当法) [別表第2 74の項]	市町村	課税証明書	障害福祉サービスの申請 (障害者総合支援法) [別表第2 108の項]	市町村	障害者手帳
		住民票			障害者手帳
奨学金の申請 (独立行政法人日本学生支援機構法) [別表第2 106の項]	日本学生支援機構	生活保護受給証明書	障害者・児に対する医療費助成の申請 (障害者総合支援法) [別表第2 108の項]	都道府県・市町村	住民票
		雇用保険受給資格者証			課税証明書
		障害者手帳			生活保護受給証明書
		課税証明書			特別児童扶養手当証書
特別支援教育就学奨励費の申請 (特別支援学校への就学奨励に関する法律) [別表第2 37の項]	都道府県教育委員会	住民票	介護休業給付金の支給の申請 (雇用保険法) [別表第2 77の項]	ハローワーク	住民票
		課税証明書			課税証明書
		生活保護受給者証明書			生活保護受給証明書
児童扶養手当の申請 (児童扶養手当法) [別表第2 57の項]	都道府県・市町村	住民票	保険料の減免申請 (介護保険法) [別表第2 94の項]	市町村	住民票
		課税証明書			課税証明書
		特別児童扶養手当証書			生活保護受給証明書
		障害者手帳			生活保護受給証明書
生活保護の申請 (生活保護法) [別表第2 26の項]	保護の実施機関(都道府県・市等)	課税証明書	出産育児一時金の申請 (健康保険法) [別表第2 2の項他]	健康保険組合等	住民票
		雇用保険受給資格者証			住民票
		児童扶養手当証書			課税証明書
		特別児童扶養手当証書			生活保護受給証明書
公営住宅の入居の申請 (公営住宅法) [別表第2 31の項]	都道府県・市町村	課税証明書			住民票
		雇用保険受給資格者証			課税証明書
		児童扶養手当証書			生活保護受給証明書
		特別児童扶養手当証書			障害者手帳

(注) 個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を必ずご確認ください。

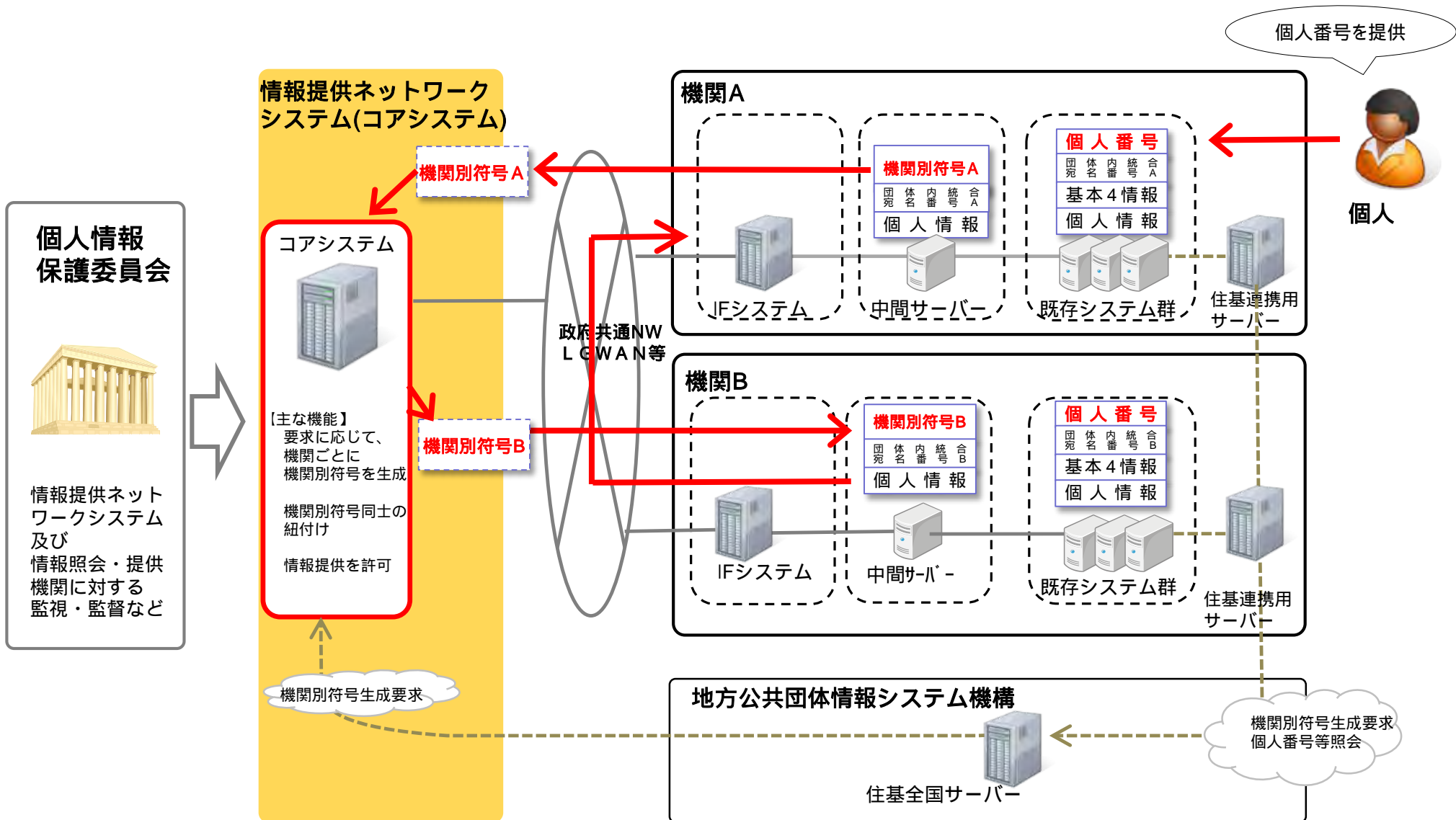


# (参考) マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例【年金関係手続】

申請項目	申請先	省略可能な書類の例	申請項目	申請先	省略可能な書類の例
国民年金保険料の免除・納付猶予の申請 (国民年金法) [別表第2 48の項]	日本年金機構	住民票	児童扶養手当の申請 (児童扶養手当法) [別表第2 57の項]	都道府県・市町村	年金額改定通知書
		課税証明書			年金証書
国民年金保険料の学生納付特例の申請 (国民年金法) [別表第2 48の項]	日本年金機構	課税証明書	障害者・児に対する医療費助成の申請 (障害者総合支援法) [別表第2 108の項]	都道府県・市町村	年金額改定通知書
各種年金の裁定請求 (厚生年金保険法、国民年金法等) [別表第2 35の項]他]	日本年金機構	住民票			年金振込通知書
		課税証明書	生活保護の申請 (生活保護法) [別表第2 26の項]	保護の実施機関 (都道府県・市等)	年金額改定通知書
年金受給者の各種届出の審査(年金額改定請求書、加算額開始事由該当届、支給停止事由消滅届) (厚生年金保険法、国民年金法等) [別表第2 35の項]他]	日本年金機構	住民票			精神障害者保健福祉手帳の交付申請 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律) [別表第2 25の項]
		課税証明書	年金証書		
障害基礎年金(20歳前の傷病によるもの)受給者の所得確認 (国民年金法) [別表第2 117の項]	日本年金機構	所得状況届			年金振込通知書

(注) 個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を必ずご確認ください。

# マイナンバー制度における情報連携のシステム概要



上記は、現行法における一般的な情報連携のシステム概要である  
法務省は、個人番号を保有せず、機関別符号（情報提供用個人識別符号）をもって情報提供のみを行う機関となる

# 情報連携の本格運用対象機関

情報連携の本格運用の対象となる機関（令和2年4月1日時点）の内訳は以下のとおり。

区分	機関名	機関数	機関コード保有機関数	
地方公共団体	都道府県	47	47	
	教育委員会（都道府県）	47	47	
	市区町村	1,741	1,741	
	教育委員会（市区町村）	1,737	1,737	
	一部事務組合・広域連合	38	38	
国機関 ・その他機関	厚生労働省職業安定局（ハローワーク）	1	1	
	厚生労働省労働基準局	1	1	
	日本年金機構	1	1	
	社会保険診療報酬支払基金 （医療保険者等）	全国健康保険協会（協会けんぽ）	1	1
		健康保険組合	1,388	
		国民健康保険組合	162	
		後期高齢者医療広域連合	47	
		地方公務員共済組合（短期）	64	
		国家公務員共済組合（短期）	20	
		日本私立学校振興・共済事業団（短期）	1	
	国家公務員共済組合連合会（長期）	1	1	
	地方公務員共済組合（長期）	6	6	
	日本私立学校振興・共済事業団（長期）	1	1	
	地方公務員災害補償基金	67	1	
	日本鉄道共済組合	1	1	
	文部科学省（初等中等教育局）	1	1	
	日本学生支援機構	1	1	
農業者年金基金	1	1		
	<b>合計</b>	<b>5,375</b>	<b>3,627</b>	

国税庁は情報連携（情報照会・情報提供）は行わず、マイナポータルを利用したお知らせ情報送信業務を行うのみのため、機関数に含めていない。

社会保険診療報酬支払基金（医療保険者等）の情報保有機関数は、令和2年2月12日時点。なお、国民健康保険のうち国民健康保険組合でないもの（市町村国保）は、市町村及び都道府県において自治体中間SVを利用して情報連携を行っている。

# 情報提供ネットワークシステム概要

情報提供ネットワークシステムとは、番号法に基づき、総務大臣が設置・管理する情報連携のための基盤。  
同システムは内閣官房による設計・開発後、システム、契約、設計・成果物を段階的に総務省へ移管（平成29年4月に完了）。  
同システムは、  
情報連携に必要な機関ごとの符号（機関別符号）の生成や変換等を行うコアシステム（総務省が設置）  
情報照会者等間の情報の授受を仲介する中間サーバー等に接続するインターフェイスシステム  
（各情報照会者等が設置。なお、地方公共団体向けのインターフェイスシステムは、総務省において集約したもの（インターフェイス集約ASP）を設置）  
から構成。

## 情報提供ネットワークシステム

### 情報提供ネットワークシステム運営主体

#### コアシステム

- 符号の生成や情報連携に係る処理の制御等
- 情報提供に関する処理や結果を情報提供等の記録として記録

#### インターフェイスシステム (IFS)

#### インターフェイスシステム (IFS)

- 中間サーバー等とコアシステムとの接続の役割を担う

#### 中間サーバー等

#### 中間サーバー等

- 情報連携の対象となる特定個人情報の副本を保存・管理し、IFSと既存システムとの情報の授受の仲介、記録の管理等の役割を担う

### 情報照会者

#### 既存システム

### 情報提供者

#### 既存システム

- 情報連携に係る個別の事務に関する処理を行う

#### 情報照会

情報照会者が情報提供者に対して特定個人情報の提供を求めること

#### 情報提供

情報照会に応じて、情報提供者が情報照会者に対して特定個人情報を提供すること

# 情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携について

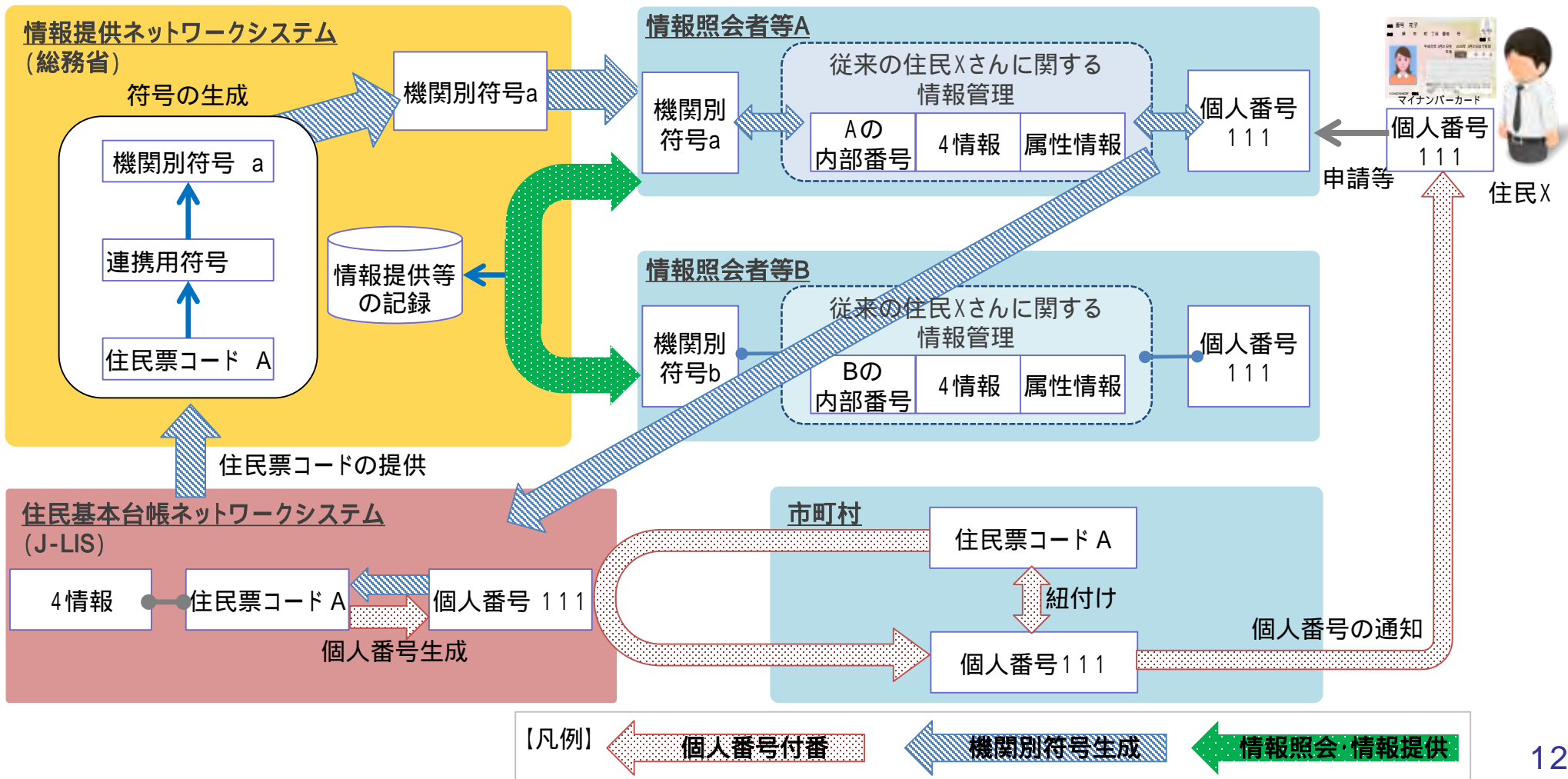
情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携に関しては、以下 から までの三段階に分類可能。

国民等への個人番号の付番

情報連携に必要な機関別符号の生成・取得

情報照会・情報提供（情報照会・提供に関するやりとり履歴は、「情報提供等の記録」として、情報提供NWS、情報照会者及び情報提供者の三者で保存）

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、上記 ～ の全てについて実施。



# 児童手当の申請手続きが、以前より楽に

## 児童手当の新規申請 現況届の提出



- 他の市区町村から引越しをしてきた住民は、お住まいの市区町村に転入する手続きの際、**児童手当の申請**を行います。
- マイナンバーによる情報連携の開始前は、転入の手続きの際などに、「**課税証明書**」<sup>(注)</sup>の添付が必要でした。
- また、児童手当の受給を継続するため、毎年6月末までに6月1日現在でのご家庭の状況等を確認する「**現況届**」を提出します。
- マイナンバーによる情報連携の開始前は、この「現況届」の提出の際、**お子さんがご本人と異なる市区町村にお住まいの場合**には、そのお子さんの「**住民票の写し**」の添付が必要でした。

(注) 個人住民税は、住民が**毎年1月1日現在に居住している**地方公共団体で課税されます。住民が1月2日以後に引越した場合には、引越し**前**の市区町村(=税の課税団体)がその住民の課税情報を証明する書類を発行します。

## 【開始後の効果】

### A市役所(人口約30万人)のHP(抜粋)

- マイナンバー法の施行にともない、平成28年1月1日から、児童手当認定請求の手続きに請求書等への**マイナンバーの記載と本人確認が必要**になります。
- 市に転入等してきた**申請者及び配偶者の所得情報**については、マイナンバー制度による情報連携で確認しますので、**所得証明書の添付は原則不要**です。(平成29年11月13日(月)以降受付分)
- また、**市の外にいる児童**についての児童手当認定請求を行う際も、必要な情報は情報連携によって確認するため、**住民票の添付は原則不要**です。(平成30年7月2日(月)以降受付分)

所得証明書や住民票の発行手数料の負担もなくなりました。



# 保育所等の入所と保育料決定に必要な行政手続が、以前より楽に

## 保育所等の入所 保育料の決定

- **保育料**は、保育所等に入所するお子さんの年齢や、同じ保護者世帯からの入所人数、世帯の状況のほか、**世帯の収入状況（個人住民税の課税額）**などに応じ、きめ細やかに決定されます。
- この決定の一要素である個人住民税の課税額は、毎年5月末までに決定され、それをもとに、各世帯が負担する保育料は、**毎年9月から改定**されます。
- マイナンバーによる情報連携開始前は、引越しをした世帯が、引越し**前**の市区町村（税の課税団体）に対して「**課税証明書**」の発行を請求し、これを毎年9月の保育料改定前に、**保育所等の入所申請を行う市区町村に提出**することが必要でした。

### 【開始後の効果】

#### B市役所（人口約30万人）からの声...

- マイナンバーによる情報連携の開始後は、引越しをした保護者世帯は、保育料の改定の際に、「**課税証明書**」の発行を請求する**手間もなくなり、発行手数料の負担もなくなりました**（年間 約2,700件）。
- B市サイドにとっても、情報連携によるオンラインでの事務処理となり、**該当する世帯に対する「課税証明書」の提出依頼及びその提出物の集約までの処理時間が短縮**されました。

「課税証明書」の発行の手間も  
手数料の負担もなくなりました。



保護者世帯

# 保育所等の入所と保育料決定に必要な行政手続が、以前より楽に

## 保育所等の入所 保育料の決定

### 【開始後の効果】

C市役所（人口約30万人）からの声...

- マイナンバーによる情報連携開始前は、市が、引越しをしてきた世帯に対し、年間約500件に及ぶ「課税証明書」の提出依頼書を郵送していましたが、情報連携開始後はこの受発送業務がゼロになりました。

E区役所（東京23区）からの声...

- マイナンバーによる情報連携の開始前は、引越しをしてきた世帯から「課税証明書」の提出がなかった場合には、やむを得ず一番高い所得区分での保育料で決定していました。  
その後保育料を見直した場合に、一度徴収した保育料を返還する手続や徴収できていない保育料を滞納処分する手続などがありました。情報連携開始後は、これらの業務が減りました（年間約200件）。

D市役所（指定都市）からの声...

- マイナンバーによる情報連携開始後は、情報照会結果を業務システムと連動することにより自動計算が可能となり、効率的かつ正確な保育料の算定につながっています。

F市役所（人口約50万人）からの声...

- マイナンバーによる情報連携開始前は、引越しをしてきた世帯に「課税証明書」を求めてから保育料を決定するまで1～2週間ほどを要していました。  
情報連携開始後は、課税情報の把握に要する時間が「数分」と大幅に短縮されました。



# ひとり親世帯の行政手続が、以前より楽に

児童扶養手当の申請  
児童扶養手当証書の写しの提出

- 児童扶養手当を受給するひとり親世帯の保護者には、支給するお住まいの市区町村が**児童扶養手当証書**を発行します。
- マイナンバーによる情報連携の開始前は、**引越しをしたひとり親世帯**が、引越し先の市区町村で引き続き児童扶養手当を受給する場合には、引越し**前**の市区町村が発行した**児童扶養手当証書の写し**や「**課税証明書**」の提出が必要でした。

## 【開始後の効果】

G市役所（人口約60万人）からの声...

- 他市で**生活保護**及び**児童扶養手当**を受給していた方が、当市に引越し、再び生活保護を申請しようとするものの、**DV等の理由により住民票を移すことができず、児童扶養手当は引き続き他市で受給するケース**がありました。

この場合、**当該世帯に対する生活保護支給額の算定**のため、他市で受給している児童扶養手当の状況を確認する必要があり、これまでは**児童扶養手当証書の写しの提出**を求めています。情報連携の開始後は、**提出をお願いする必要がなくなり**、申請者の負担が軽減しています。